

控 訴 状

釧路地方裁判所平成25年(ワ)第155号 損害賠償請求事件

(送達場所)

〒088-2682 北海道標津郡中標津町

控訴人 木村富士子 TEL 0153-

〒100-0013 東京都千代田区霞関1丁目1番1号

被控訴人 国 同代表者法務大臣 谷 垣 禎 一

上記当事者間の釧路地方裁判所平成25年(ワ)第155号損害賠償請求事件につき、同裁判所で平成25年7月3日に言い渡された下記判決は全部不服であるから控訴する。

原判決の表示

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

控訴の趣旨

- (1) 原判決を取消す。
- (2) 訴訟費用は一、二審ともに被控訴人の負担とする。
- (3) 被控訴人は控訴人に対し、10万円及び平成24年9月24日から完済に至るまで年五分の割合による金員を支払え。

控訴の理由

追って控訴趣意書を提出する。

平成 2 5 年 7 月 日

札幌高等裁判所 御 中

上記控訴人 き むら ふ じ こ
木 村 富 士 子